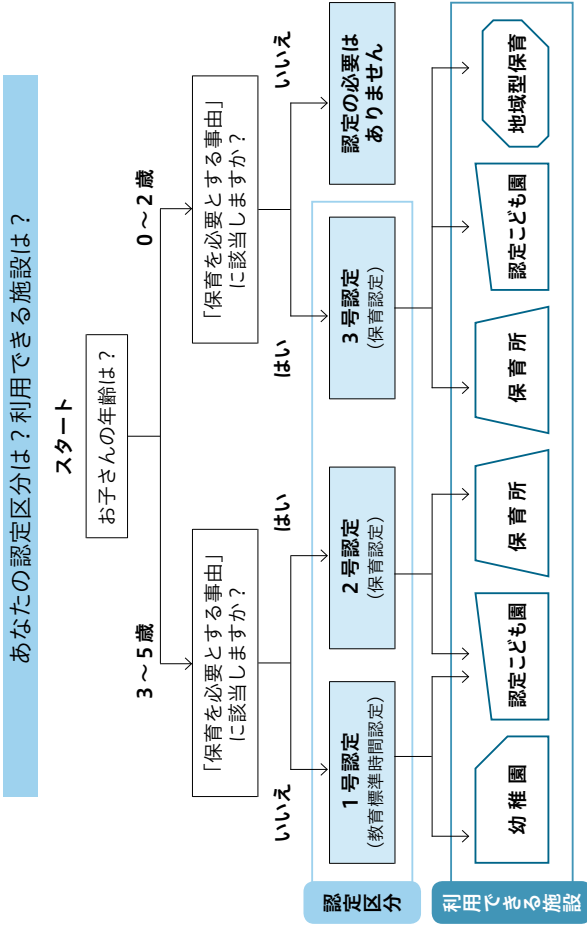


令和4年4月入所の幼稚園・保育所(園)・認定こども園・地域型保育の入所(園)一斉申込について

◆幼稚園・保育所(園)・認定こども園・地域型保育を利用するには、市の認定が必要です。
子ども・子育て支援新制度には3つの認定区分があります。入園を希望する方は、市からいずれかの「認定」を受け、その区分により利用できる施設が決まります。



認定区分	1号認定(教育部分)	2号認定(保育部分)	3号認定(保育部分)
対象となる子供	保育を必要としない満3歳以上の子供	保育を必要とする満3歳以上の子供	保育を必要とする満3歳未満の子供
幼稚園	○	—	—
保育所	—	○	○
認定こども園	○	○	○
地域型保育	—	△	○

※「保育を必要とする子供」とは、就労等により両親が家庭において保育できない状況にある子供をいいます。「集団生活や幼児教育の場として利用したい」という理由では利用できません。

◆保育を必要とする事由

- ①就労等(月64時間以上。ただし1日4時間以上(休憩時間を除く)かつ週4日以上)
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子供がいて、継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

◆市内幼稚園・保育所等一覧
☆公立幼稚園 ※令和5年度末で閉園となります。

名称	所在地	電話	預かり保育
大宮幼稚園	姥賀町607-7	53-1901	○

☆公立保育所

名称	所在地	電話	延長保育	一時預かり
大賀保育所	小祝238	53-0387	○	○
山方保育所	山方3360	57-2053	○	○

☆公立認定こども園

名称	所在地	電話	預かり保育	延長保育	一時預かり
美和認定こども園	高部2044	58-2649	○	○	○

☆私立保育園

名称	所在地	電話	延長保育	休日保育	一時預かり
さくら保育園	上岩瀬382	53-4789	○	休日保育	一時預かり
ひまわり保育園◇	石沢1920-1	52-1860	○	○	○
あゆみ保育園◇	東野3182-6	52-0830	○	○	○
大宮みのり保育園	泉521-3	53-3025	○	○	○
野上保育園	野上1271-1	57-2808	○	○	○

☆私立認定こども園

名称	所在地	電話	預かり保育	延長保育	休日保育	一時預かり
若草幼稚園	石沢1468-4	52-1611	○	○	○	○
御前山認定こども園	野口1294	55-2606	○	○	○	○
大宮聖愛保育園	上町367-7	52-0235	○	○	○	○
大宮聖慈保育園	野中町3266-3	52-2035	○	○	○	○
緒川げんき保育園	下小瀬398	54-3122	○	○	○	○

☆地域型保育

名称	所在地	電話	延長保育	休日保育	一時預かり
フロイデキングダーガルテン	下町142-1	55-8181	○	○	○
きらさら保育園	石沢1240-1	58-8500	○	○	○
ニコニコ(家庭的保育事業)♡	石沢1240-1	58-8500	○	○	○

☆認可外保育所(企業主導型保育)

名称	所在地	電話
聖愛チャイルドレン	上町369-1	52-0235

※◇の保育園は令和4年4月より認定こども園に移行予定です。

※♡の施設は令和4年4月より開設予定です。

※施設の詳しい保育内容等については、各園または市ホームページをご覧ください。
※事前に施設の見学等を行い、熟慮したうえで入園申込の手続きを行ってください。

◆入所(園)申込について
 <幼稚園・認定こども園(教育部分)>

区分	公立幼稚園				私立認定こども園			
	大宮	美和	若草幼稚園	御前山認定こども園	大宮聖愛幼稚園	大宮聖慈幼稚園	緒川げんき保育園	若川げんき保育園
年齢	満3歳児							
募集	若千名	若千名	6名	2名	若千名	若千名	若千名	若千名
員	若千名	若千名	30名	2名	5名	3名	若千名	若千名
年齢区分	若千名	若千名	10名	2名	5名	3名	若千名	若千名
5歳児	若千名	若千名	若千名	2名	5名	3名	若千名	若千名
満3歳児(平成31年4月2日生～)								
3歳児(平成30年4月2日～平成31年4月1日までに生まれた幼児)								
4歳児(平成29年4月1日～平成30年4月1日までに生まれた幼児)								
5歳児(平成28年4月2日～平成29年4月1日までに生まれた幼児)								
入園願書配布・受付場所および受付期間	願書は各園で配布(10月中旬以降)。願書等も各園への提出(土日・祝日を除く)。 定員に満たない場合は受付期間以降も申込可能。 10月18日(月)～29日(金) 11月1日(月)～11月11日(月)～11月11日(月)～11月11日(月)～11月11日(月)～ 9:00～16:30 8:00～18:00 8:30～17:30 8:30～17:30 8:30～17:30 8:30～17:30							
提出書類	①入園願または入園申込書 ②子どものための教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書(幼児1人に対して1枚) ③令和3年度市町村民税課税(非課税)証明書(令和3年1月2日以降の転入者) ※個人番号(マイナンバー)記入により省略可能							

<保育所(園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育>

受付期間	令和3年11月 1日(月)～令和3年11月15日(月)【継続入所】 令和3年11月 1日(月)～令和3年11月30日(火)【新規入所】 1次受付 令和4年 2月 1日(火)～令和4年 2月15日(火)【新規入所】 2次受付 令和4年 2月21日(月)～令和4年 3月 4日(金)【新規入所】 3次受付 ※上のお子さんがすでに保育園に入所しているときは、下のお子さんが新規申込の場合でも、継続入所の申込期間に一緒にお申込ください。
受付場所	【継続入所】 本庁 各支所、各支所、各保育所(園)、認定こども園、地域型保育 【新規入所】 本庁 各支所、各支所 ※10月中旬配布。若草幼稚園については、園に直接提出。
受付時間	市役所…8:30から17:15まで(本曜日の窓口延長では受付できません) 保育所等…各保育所等の開園時間内(継続入所のみ受付)
提出書類	①【継続入所】 子どものための教育・保育給付認定等現況届(乳幼児1人に対して1枚) 【新規入所】 子どものための教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書 ②保育の必要性を確認できる証明書等(保護者それぞれ必要)※ ③家庭状況申立書兼調査票(1世帯につき1枚) ④令和3年度市町村民税課税(非課税)証明書(令和3年1月2日以降の転入者) ※個人番号(マイナンバー)記入により省略可能

- ※保育の必要性を確認できる証明書等とは
- ・ 就労している方…就労(予定)証明書(勤務先での記入が必要)
 - ・ 妊娠・出産の方…親子(母子)健康手帳等のコピー
 - ・ 疾病・障がいのある方…医師の診断書または障害者手帳のコピー
 - ・ 同居親族の介護や看護をしている方…看護(介護)されている方の医師の診断書または介護保険認定証のコピー
 - ・ 災害復旧にあつた方…ハロワークの登録証のコピー
 - ・ 求職中の方…ハロワークの登録証のコピー
 - ・ 就学中の方…在学証明または学生証のコピー

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類様式は、受付場所に備えてあります(令和3年10月中旬以降)。継続入所の方は、現在入所中の保育所(園)・認定こども園・地域型保育の各施設から配布します。 ・ 今年度12月以降の入所を希望する方は、今回の次年度の申込みも行ってください。 ・ 就労(予定)証明書の内容について、勤務先に確認させていただくことがあります。 ・ 出産のための入所の場合、おおむね産前6週、産後8週の入所が可能です。 ・ 次の場合、令和4年4月からの入所はできません。 <ol style="list-style-type: none"> 1 受付期間内に提出しなかった 2 提出書類の不足等不備がある 3 提出書類の内容に偽りがあった ・ 年度内の転園は基本的に認めませんが、事前に保育所(園)の見学等を行い、熟慮したうえでお申込ください。 ・ 申込書提出後に記載事項や勤務先の変更等があった場合は、必ず届出をしてください。故意に怠ったり虚偽の申込みをした場合は、不承諾や保育の解除になることがあります。 ・ 常陸大宮市外の保育所(園)、認定こども園に入所を希望する場合は、転出、転入の予定がある場合は、お早めにご相談ください。
------	--

<認可外保育所>

施設名	「聖愛チャイルドレン」 ☎52-0235
募集対象	0歳児から2歳児まで
募集人員	若干名
受付期間	令和4年3月31日(木)まで(日・祝日を除く)に施設へ申込
保育料	年齢別・コース別

◆自営業・農業従事者で就労証明書を提出する方へ

事業主・農業従事の方は、令和2年分の確定申告書の写しを提出してください。
 昨年度農業で就労証明書を提出されている方は、令和2年分の確定申告で「専従者控除」に該当していない場合には、農業での就労は認めません。また新規就農者の方は、新規就農届のコピーを添付し、他に、内職で就労証明書を提出する方で収入がゼロの場合も就労とは認めません。

◆幼児教育・保育の無償化について

<幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する方>
 無償化のための手続きは不要です。
 <幼稚園や認定こども園(教育部分)の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育を利用する方>
 無償化の対象となるには、利用前に居住地の市町村で保育の必要性の認定を受ける必要があります。提出書類様式は、こども課で配布していますので、記入して利用する園(施設)へご提出ください。
 (○=対象、△=月額上限あり)

区分	新2号認定(3歳から5歳児)		新3号認定(0歳から2歳児)	
	保育の必要性あり	保育の必要性なし	保育の必要性あり	保育の必要性なし
保育所等、認定こども園(保育部分)	○	○	○	○
幼稚園、認定こども園(教育部分)	○	○	○	○
幼稚園の預かり保育	△	△	△	△
認可外保育施設、病児保育 保育所の一時的預かり	△	△	△	△
	月額11,300円まで	月額11,300円まで	月額37,000円まで	月額42,000円まで

申込・問 本庁 こども課ともG ☎52-1111 内線138・140